**ザンビアでの通関手続きで必要な書類：**

**ザンビアに派遣された海外の外交官の場合：**

 • オリジナルの外交官IDカード

 • 外交官パウポートのコピー（派遣先の大使館からの謄本）

 • 大使館からの紹介状

 • 外務省発行の口上書

 • 貨物が届くときお客様はザンビアに居なくてはなりません。

 • 英語で書かれたパッキングリスト("Miscellaneous"などの単語の使用はせず、正確な貨物内容を記入してください）

 • B/LとAWLの原本

 • TPIN（納税者番号）

 • 価格申告書

**ザンビアに帰国するザンビア人外交官の場合：**

 • オリジナルの外交官パスポート

 • 貨物は、お客様がザンビアに着いて日から６ヶ月以内にザンビアに届かなくてはなりません。

 • 解任状（謄本又は原本）

 • 任命状（謄本又は原本）

 • 免税されるためには海外での滞在期間が２年以上でなくてはなりません。

 • 英語で書かれたパッキングリスト("Miscellaneous"などの単語の使用はせず、正確な貨物内容を記入してください）

 • B/LとAWLの原本

 • TPIN（納税者番号）

 • 価格申告書

**外国籍の方の場合：**

 • オリジナルのパスポート

 • 貨物が届くときお客様はザンビアに居なくてはなりません。

 • 労働許可証（原本）

 • 貨物は、お客様がザンビアに着いて日から６ヶ月以内にザンビアに届かなくてはなりません。

 • 雇用契約書のコピー

 • 英語で書かれたパッキングリスト("Miscellaneous"などの単語の使用はせず、正確な貨物内容を記入してください）

 • B/LとAWLの原本

 • TPIN（納税者番号）

 • 価格申告書

**ザンビアに帰国する一般の方々の場合：**

 • オリジナルのパスポート

 • 貨物が届くときお客様はザンビアに居なくてはなりません。

 • 海外での雇用契約通知書（謄本又は原本）

 • 雇用終了通知書又は賃貸契約書（謄本又は原本）

 • 免税されるためには海外での滞在期間が２年以上でなくてはなりません。

 • 貨物は、お客様がザンビアに着いて日から６ヶ月以内にザンビアに届かなくてはなりません。

 • 英語で書かれたパッキングリスト("Miscellaneous"などの単語の使用はせず、正確な貨物内容を記入してください）

 • B/LとAWLの原本

 • TPIN（納税者番号）

 • 価格申告書